

1 長期優良住宅認定申請手数料

認定申請手数料

表1

区 分		登録住宅性能評価機関が 作成した適合証がある場合	登録住宅性能評価機関が 作成した適合証がない場合
一戸建て住宅		7,200 円	47,000 円
共同住宅等	100 m ² 以内	7,200 円	47,000 円
	100 m ² 超 500 m ² 以内	13,000 円	109,000 円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	23,000 円	175,000 円
	1,000 m ² 超 2,500 m ² 以内	32,000 円	345,000 円
	2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	61,000 円	617,000 円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	104,000 円	1,062,000 円
	10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	172,000 円	1,964,000 円
	20,000 m ² 超 30,000 m ² 以内	216,000 円	2,809,000 円
30,000 m ² 超	234,000 円	3,443,000 円	

共同住宅等の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積に応じ、表1に掲げる額を、認定申請戸数で除した額(100円未満の端数は切り捨て)

2 変更認定申請手数料

一戸建て住宅 表1に掲げる額

共同住宅等 変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の面積)に応じて表1に掲げる額を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数は切り捨て)

3 譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料

変更認定申請手数料 2,100 円

4 地位の継承の承認申請手数料

承認申請手数料 2,100 円

長期優良住宅認定申請に併せて、建築基準法関係規定に適合するかの審査を受ける場合は、別途手数料が加算されます。